

## 食品技術士センター規約

第1条（目的） 当センターは食品産業に関係を有する（社）日本技術士会会員（元会員を含む）及び準会員で組織され、技術情報の収集・交換、技術士業務の認知拡大、業務の引き合いに対する対応及び斡旋を行ない、以って食品業界の技術向上に寄与することを目的とする。

第2条（会員、特別会員、賛助会員、顧問）

2条 - 1（会員の資格） 当センターの会員は、（社）日本技術士会の会員または準会員で、当センターの会員1名以上の推薦によって、理事会で入会を承認し所定の入会金と会費を納め、例会にて紹介されたものを言う。

2条 - 2（資格の喪失および退会） 会員が正当な理由なくして年会費を2年以上滞納した場合は、会員の資格を失うものとし、会長名で本人に連絡する。退会しようとする者は、書面によりその旨会長に届け出なければならない。

2条 - 3（特別会員） 当センターは、理事会の決定により、会員の中から、次の特別会員を置くことができる

名誉会長：当センターの創立のために著しい功労のあった会長経験者

名誉会員：75歳以上で当センターに於いて10年以上活動した会員。（日本技術士会を退会した者を含む）

2条 - 4（賛助会員） 当センターは、理事会の決定により、次の賛助会員をおくことができる。

当センターの事業に協力しようとする個人または法人

2条 - 5（顧問） 当センターは、理事会の決定により、学識経験者を顧問として置くことができる。

第3条（役員）

3条 - 1（役員） 当センターは、会員の中から理事11名、監事2名の役員を選出し、理事の互選により会長1名、副会長2名を選出する。理事は監事を兼務することができない。

3条 - 2（任期） 役員任期は2年とする。但し重任は通算3期までとする。

3条 - 3（任務） 会長は会を統括し、会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときは、会を統括し代表する。理事は理事会を構成し、会長・副会長の統括の下に会の運営に当る。監事は会計監査の任に当る。

3条 - 4（分担） 会長を除く理事は会の各業務を分担し、理事以外の会員数名をワーキンググループとして委嘱しその協力を得て業務を運営する。

第4条（会員の休会）

4条 - 1（休会） 会員は、海外勤務、遠隔地への転勤、病気、その他の理由により、1年以上例会に出席できないため休会を希望するときは、その期間を休会

とする。

#### 4条 - 2 (休会者の取扱)

- (1) 休会者は、届出のあった期間の年会費を免除する。
- (2) 休会中の年数は在籍年数に参入しない。
- (3) 休会者には、会からの例会案内等の連絡を行なわない。
- (4) 休会の届出は、会長に対し書面をもってしなければならない。
- (5) 休会者が復会する場合は、会長に対し書面で届け出るものとする。

#### 第5条 (選挙)

5条 - 1 (選挙権および被選挙権) 会員は等しく役員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。但し、満70歳以上の会員は被選挙権を辞退することが出来る。辞退の届出は選挙の都度書面で申し出るものとし、被選挙人名簿からその氏名を削除する。

5条 - 2 (理事の選挙) 理事の選挙は、会員の直接選挙により、被選挙人の中から11名以内連記で行なう。理事の当選者は得票数が第11位までとし、第11位が複数である場合は、そのいずれの得票者も当選とする。

5条 - 3 (理事の欠員補充) 理事に欠員が生じ理事総数が10名以下となった場合、次点者を繰り上げ当選とする。次点者が複数である場合、食品技術士センター会員歴が短い者を当選とする。

5条 - 4 (監事の選挙) 監事の選挙は理事の選挙と同時にしない、2名連記により、理事に当選した者を除いた上位得票者2名を当選とする。得票数が同数の場合は理事会による抽選により決定する。

#### 第6条 (会の運営)

6条 - 1 (総会) 総会は当センターの最高の決定機関で、当センターの運営方針、予算、決算報告は総会においてこれを議決する。総会は出席会員によって成立し、議決は出席者の過半数によって行なう。

総会は理事会の決定を破棄または修正することができる。

6条 - 2 (理事会) 理事会は会長の招集により随時開催し、本規約および総会で議決された運営方針に従って会を運営する。理事会の議決は出席理事の過半数によって行なう。

6条 - 3 (ワーキンググループ) 当センターは会の業務を遂行するため、必要なワーキンググループを設ける。ワーキンググループの長は理事が担当し、メンバーは、参加の意思ある会員から会長が理事会に諮って委嘱する。

6条 - 4 (チーム) 会員は目的別・課題別の任意のチーム(又は研究会、サークル等)を設けることが出来る。但し、活動状況は定期的に理事会に報告する。

6条 - 5 (例会) 例会は原則として毎月開催する。理事会は会の活動状況を毎例会に報告する。

#### 第7条 (事業年度と総会の招集)

7条 - 1 (年度) 当センターの事業年度は4月1日より、翌年3月31日ま

でとする。

7条 - 2 (総会の招集) 会長は次の場合総会を招集する。

(イ) 毎年5月に定時総会を招集する。

(ロ) 会長が必要と認めるとき、あるいは会員の1/4以上が開催を要求したときは臨時総会を開催する。

7条 - 3 (総会の通知) 総会の開催は、2週間以上前に議題を示して通知する。

第8条 (会費) 会員の入会金は1万円、年会費は5,000円とする。

例会費はその都度出席者から徴集する。

第9条 (事業)

(1) 個別の業務開発は会員個人又は複数の会員が行うのが原則である。

(2) 当センターの活動に関連して事業収入を得たときは、収入から必要経費を除いた額に3%を乗じた額を事務手数料として当センターに納入するものとする  
但し、日本技術士会に同会所定の管理手数料を納入した場合はこれを免除する。

第10条 (規約等の改正)

本規約の改正は総会の議決による。附則の改定は理事会の決定による。

第11条 (事務局所在地)

当センターの事務局所在地は、事務局代表者の居住地(附則参照)とする。

附則

(事務局代表者) 会計理事 遠山茂雄

(事務局代表者居住地) 〒244-0803 横浜市戸塚区平戸町 401-27

(施行期日) 本規約は平成18年8月19日から施行する。

改正履歴:

昭和45年(1970)	10月	1日	制定
昭和50年(1975)	10月	1日	改正
昭和51年(1976)	6月	1日	改正
昭和54年(1979)	12月	1日	改正
昭和60年(1985)	10月	1日	改正
昭和62年(1987)	1月	1日	改正
平成7年(1995)	4月15日		改正
平成11年(1999)	4月24日		改正
平成13年(2001)	12月15日		改正
平成14年(2002)	5月18日		改正
平成17年(2005)	12月17日		改正
平成18年(2006)	8月19日		改正

以上